

# 日ごろの備え 早めの避難を心がけましょう

〈問い合わせ〉 役場 総務課 防災消防係 TEL(67)1111

大雨・土砂災害が発生しやすい季節がやってきます。「もしも」に備えて家のまわりの点検や、非常持出品の用意、避難経路の確認をしておくことが大切です。**災害の前兆を確認した場合は明るいうちに早めの避難を心がけてください。**

〔避難勧告等の基準〕

※避難勧告等の基準は、災害の種類及び地域性等により異なりますが、おおむねの基準は次のとおりです。

発令項目	気象庁発表等	避難等の呼びかけ
<b>注意喚起</b> (避難行動要支援者、一般住民)	大雨注意報	気象予報等や降雨状況で判断します。
<b>避難準備情報</b> (避難行動要支援者の避難開始、一般住民の避難準備)	大雨警報 ・防災行政無線で村内全域に放送	避難行動に支援を要する者(避難行動要支援者)が、指定された避難場所に避難する時間を確保できるように、早めのタイミングで避難等の呼びかけをします。
<b>自主避難の呼びかけ</b> (一般住民の避難開始)		
<b>避難勧告</b> (深夜でも放送・周知を行います。)  	土砂災害警戒情報 ・サイレンと防災行政無線にて放送 ・携帯メールにて周知	土砂災害は、24時間累加雨量が200mmを超えるような場合や、時間雨量が30mm程度を超える雨が連続する場合、または長期間にわたって雨が降り続き、地盤が緩んでいる場合などに発生する恐れがありますが、地域の地形、地質等の条件により大きく異なるため、それぞれの地域の状況に応じて具体的に定めておく。 また、急傾斜地において次のような兆候が確認された場合には、前記基準にかかわらず速やかに避難の呼びかけをします。 (ア)がけ等で小石がぱらぱら落ちる。 (イ)地面にひび割れができる。 (ウ)斜面から濁った水が流れ出る。 (エ)地鳴りがする。 (オ)その他土砂災害の兆候が確認されたとき。
<b>避難指示</b> (深夜でも放送・周知を行います。)  	・土砂災害の前兆現象が認められるとき ・土砂災害が発生したとき ・サイレンと防災行政無線にて現状発生ブロックまたは警戒発表ブロックおよびそれら隣接ブロックを対象に放送 ・携帯メールにて周知	暴風、豪雨、洪水、土石流その他災害発生的事象が避難勧告の段階より悪化し、災害の発生が切迫し、かつ、現実視される場合、または突然、災害発生の際現象が現れたときは、直ちに避難の呼びかけをします。

## 雨の降り方と強さ

やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
1時間に10~20mmの雨	1時間に20~30mmの雨	1時間に30~50mmの雨	1時間に50~80mmの雨	1時間に80mm以上の雨
 地面一面に水たまりができ、話し声が聞き取りにくくなります。長雨になりそうなら、警戒が必要です。	 土砂降りの雨。傘をさしても濡れてしまうほどの雨です。テレビ、ラジオなどで今後の様子を注意し、長引きそうなら避難の心構えを。	 バケツをひっくり返したような雨です。がけ崩れ、山崩れも起こりやすく、道路規制も行われます。避難の準備を。	 滝のように降り、あたりが水しぶきで白っぽくなります。中小の河川ははん濫し、水害の可能性が高まります。避難勧告等が出る場合があります。	 息苦しくなるような圧迫感があり、恐怖を感じます。雨による大規模な災害が発生するおそれ強く、厳重な警戒が必要です。